

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(支給方法の特例) 第13条の2 退職手当は、職員又はその遺族から申出があったときは、 <u>口座振替の方法</u> により支給することができる。	(支給方法の特例) 第13条の2 退職手当は、職員又はその遺族から申出があったときは、 <u>小切手又は口座振替の方法</u> により支給することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。